

令和4年度

事業概要

こども家庭局

目 次

I	こども家庭局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和4年度 主要事業	3

I. こども家庭局の概要

1. 局長 中山 さつき
2. 局の職員数 1,468人（令和4年4月20日現在）
3. 令和4年度予算の概要

(1) 一般会計

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	658,879	4 民生費	123,944,058
18 国庫支出金	46,097,376	5 衛生費	3,532,816
19 県支出金	17,213,001	13 教育費	300,848
20 財産収入	173,351		
21 寄附金	30,100		
22 繰入金	6,664		
24 諸収入	10,016,596		
25 市債	1,704,000		
歳入合計	75,899,967	歳出合計	127,777,722

(2) 特別会計（母子父子寡婦福祉資金貸付事業費）

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 事業収入	158,843	1 事業費	158,843
歳入合計	158,843	歳出合計	158,843

Ⅱ. 組織と事務分掌

<p>こども企画課</p>	
<p>(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。</p>	<p>(2)保育所の保育料に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p>
<p>こども未来課</p>	<p>(3)施設型給付費、地域型保育給付費等及び施設等利用費の支給に関すること。</p>
<p>(1)子ども・子育て支援に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。 (2)医療費助成に係る事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p>	<p>(4)民間の教育・保育施設及び地域型保育事業等に係る助成に関すること。 (5)子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (6)民間の教育・保育施設及び地域型保育事業に係る施設の整備に関すること。</p>
<p>こども青少年課</p>	<p>(7)市立の保育所の運営に関すること。</p>
<p>(1)児童館に関すること。 (2)子ども会に関すること。 (3)新・放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業含む。）に関すること。 (4)地域における子育て支援の推進に関すること。 (5)青少年に関する施策の調整及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p>	<p>(8)地域における子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 ＜保育所＞（3）（魚崎・東灘本庄・御影・本山・渦森台・中野・瀬戸・田中・浜御影・住吉公園・灘・西灘・石屋川・倉石・やはた桜・鶴甲分室・葺合・生田・たちばな・みなと・宮本・神若・古湊・運南・松原・羽坂・平野・小河・からと・桜の宮・君影・鈴蘭台西町・ひよどり台・鈴蘭台南町・長田・菅原・本庄・駒栄・房王寺・明泉寺・長田東・浪松・しりいけ・ふたば・須磨・たかとり・高倉台・菅の台・竜が台・奥ノ池・星陵台・本多聞・川原・東高丸・向陽・玉津・押部谷・王塚台）</p>
<p>家庭支援課</p>	<p>(1)乳幼児の保育に関すること。</p>
<p>(1)要保護児童の福祉及び自立支援に関すること。 (2)児童福祉施設（保育所、児童館及び障害児に係る施設を除く。）の設置の認可等及び指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)一人親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。以下同じ。）及び寡婦の福祉及び自立支援並びに婦人の更生及び保護に関すること。 (4)子どもに関する諸手当に関すること。 (5)配偶者等からの暴力に係る施策の推進、調整及び相談に関すること。 (6)母子保健及び難病の対策に関すること。（他の所管に属するものを除く） (7)障害児の福祉及び児童の発達支援に関すること。（他の所管に属するものは除く）</p>	<p>(1)乳幼児の保育に関すること。</p>
<p>若葉学園（2）</p>	<p>幼保事業課</p>
<p>(1)入所又は通所児童の自立支援に関すること。 (2)退所した者についての相談その他の援助に関すること。</p>	<p>(1)子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（他の所管に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること。 (2)保育所の保育料に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p>
<p>総合療育センター（2）</p>	<p>(3)民間の保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の認可及び認定に関すること。 (4)特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。 (5)民間の保育所、認定こども園、家庭的保育事業及び認可外の保育施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (6)教育・保育内容の研究及び保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の職員の研修に関すること。 (7)子ども・子育て支援法第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p>
<p>(1)知的障害のある児童及び身体又は精神に障害のある児童並びにそれらの疑いのある児童（以下「障害のある児童等」という。）等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)まるやま学園及びあけぼの学園への通園児童の指導及び支援に関すること。 (3)神戸市立児童発達支援センターの栄養指導及び給食に関すること。</p>	<p>(1)子ども・子育て支援法第59条に掲げる事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p>
<p>東部療育センター（2）</p>	<p>こども家庭センター（児童相談所）①</p>
<p>(1)障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)ひまわり学園への通園児童の指導及び支援に関すること。</p>	<p>(1)児童及びその家庭についての相談、指導及び調査に関すること。 (2)児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療に関すること。 (3)児童の一時保護に関すること。 (4)児童福祉施設への入所措置その他児童の福祉措置に関すること。 (5)児童虐待の防止等に関すること。 (6)里親に関すること。 (7)児童入所施設措置費等の支払及び徴収に関すること。 (8)療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p>
<p>西部療育センター（2）</p>	
<p>(1)障害のある児童等に係る相談、診療、検査及び訓練に関すること。 (2)のばら学園への通園児童の指導及び支援に関すること。</p>	
<p>幼保振興課</p>	
<p>(1)就学前の教育・保育に係る施策の調整及び推進に関すること。</p>	

Ⅲ. 令和4年度 主要事業

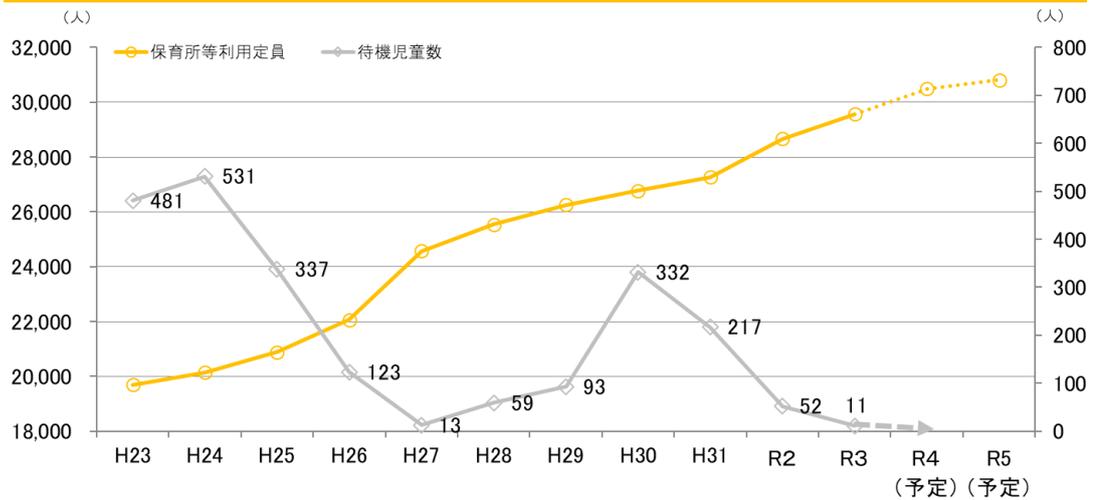
1. 仕事と子育ての両立支援

◎：新規事業 ○：拡充事業

○ (1) 保育ニーズに対応した約 300 人分の受入れ枠の確保 (幼保振興課)

- ◆ 保育所・認定こども園の整備 (5か所 222人)
 - ・ 東灘区 60人 ・ 灘区 30人 ・ 兵庫区 60人 ・ 北区 30人 ・ 西区 42人
- ◆ サテライト型小規模保育事業等 (3か所 57人)
 - ・ 中央区 19人 ・ 兵庫区 19人 ・ 西区 19人
- ◆ 事業所内保育事業 (1か所 19人)
- ◆ 幼稚園から認定こども園への移行 (1か所 20人)

保育定員及び待機児童数の推移 ※毎年度4月1日時点 (単位：人)



<保育送迎ステーション>



<ステーションでバスに乗車>



<保育所に到着>

○ (2) 既存保育施設の耐震化・老朽対策 (幼保振興課)

民間保育所等の耐震化・老朽対策を促進するため、大規模修繕等にかかる費用を補助する。

- ◆ 大規模修繕 上限 10,000 千円
- ◆ 耐震改修・老朽建替 上限 20,000 千円
- ◆ 耐震診断 上限 1,333 千円

(3) 保育人材確保・定着支援（幼保振興課）

①一時金給付

保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金の給付および採用3～7年目の職員に対する定着一時金の給付を行う。

※令和3～4年度の新規採用者に限り、1年目の支給額を30万円から40万円に増額

新卒等一時金 (2年間で最大70万円)		定着一時金 (5年間で最大100万円)					国制度に 基づく 処遇改善 (48万円/年)
		国制度に基づく処遇改善 (6万円/年)					
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目以降

②保育士宿舍借り上げ支援

採用1～7年目までの保育士等の宿舍の借り上げ費用を補助する。

(1人あたり最大8.2万円/月)

※令和3～4年度の新規採用者で市外から転入した者に限り、最大10万円を補助

③保育士奨学金返還の支援

市内在住の採用1～7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用を補助する。

◆補助額：5,000円/月（7年間で最大42万円）

④未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援

保育所等に子どもを預ける保育士等に対する保育料貸付に上乗せ補助を行い、保育料を1年間実質無料とする。(上限54,000円/月)

⑤潜在保育士の職場復帰支援

潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含んで半年間勤務した場合、一時金(10万円)を給付する。

⑥スキルアップ支援

保育士資格等の取得を目指す保育補助者等[※]に対する保育士養成校の受講料や保育士資格試験対策講座の受講料等の補助、保育士キャリアアップ研修を実施する。

※保育業務および周辺業務を補助する職員



⑦保育人材確保プロモーション

保育士等養成校の在学生や潜在保育士を対象とし、交通広告や特設WEBサイトを活用した広報等を行い、施策を効果的に発信するとともに、就職フェア等を引き続き開催する。

⑧潜在保育士・保育補助者等の人材確保

神戸市保育士・保育所支援センターで、市内私立保育園等と潜在保育士や保育補助者等のマッチング支援を行う。また、保育補助者等の雇用経費に対する補助を行う。

○ (4) ICTの導入による負担軽減（幼保事業課）

民間園における行政報告や申請手続き等について、ICTの導入による簡素化と負担軽減を推進するとともに、公立保育所全所におけるクラウドサービスを活用した保育所運営システムの導入による市民サービスの向上及び保育士の業務効率化・事務の軽減を図る。

(5) 多様な保育ニーズへの対応

○ ① 保育所等における医療的ケア児の受入れの拡大（幼保事業課）

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とする子どもが心身の状況に応じて、適切な保育を受けることができるよう、17施設で受入れを行う。
(10施設→17施設)

○ ② 病児保育事業の充実（幼保事業課）

児童が病気などのとき、病院や診療所と併設した施設で一時的な保育を実施する病児保育施設を市内22か所で運営する。

また、利用者の利便性向上及び利用人数の増加のため、予約システム導入に要する経費を補助する。

③ 就学前児童を対象とした多様な集団活動事業の利用支援（幼保振興課）

幼児教育・保育の無償化の対象外である就学前児童を対象とした集団活動（「森のようちえん」や外国人学校等）の利用者への支援を行う。

◆対象：3～5歳児

◆上限：20,000円/月

(6) 多子世帯への支援の充実（幼保振興課）

① 保育料の減免

幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の0～2歳児の保育料について、全ての世帯において第2子半額・第3子以降を無償にする。

② 一時保育料の減免

保護者の傷病等により緊急・一時的に保育所等で子どもの預かりを行う一時保育において、満1～2歳児の利用料について、第2子半額・第3子以降を無償にする。

(現行の利用料 2,400円/日 ※リフレッシュのための利用の場合 3,600円/日)

③ 保育所等における副食費の第3子以降無償化

3～5歳児の副食費について、全ての世帯において第3子以降を無償にする。

(7) 学童保育の充実（こども青少年課）

○ ①学童保育施設の整備

利用者数の増加に対応するため、学童保育の実施場所を確保する。

◆整備（8か所）

- ・灘区 1か所 ・中央区 1か所 ・須磨区 1か所
- ・垂水区 4か所 ・西区 1か所

◆設計（2か所）

- ・垂水区 1か所 ・西区 1か所

○ ②学童保育利用者を対象とした学習支援の実施

学童保育の実施時間内において、学童保育利用者を対象に宿題の見守り等の学習支援を実施することで、子ども達の学習習慣の定着を図る。

※令和4年度に市内全ての公立施設で実施予定



○ ③来退所等管理システムの導入

児童の来退所管理や施設と保護者の連絡・情報共有のためのシステム導入に係る費用を補助し、職員の事務負担軽減や児童の安全確保を図る。

※令和4年度中に市内全ての公立施設へ導入予定



④民設学童保育の支援

増加する学童保育需要に対応するために、民間の学童保育事業に対し、引き続き運営に対する支援を行う。

○ (8) 監査機能の強化（こども青少年課・幼保事業課）

保育の質の確保や、適正な運営に向け、教育・保育施設及び市立児童館の監査機能について強化を図る。

2. 妊娠・出産・子育て期の支援

(1) 妊婦に対する相談支援の充実（家庭支援課）

◎ ①産前サポート事業

妊娠や出産への不安の軽減を図り、必要な支援につなげるため、妊娠・出産に不安を抱えている妊婦や、多胎妊婦・若年妊婦・特定妊婦等、支援が必要な妊婦を対象に、保健師による専門的相談に加え、新たに助産師を派遣する。

○ ②不安や問題を抱える妊婦への支援

思いがけない妊娠など様々な問題を抱えている方の孤立や悩みの深刻化を防ぎ、虐待の未然防止に努めるため、24時間・365日の相談体制を確保する。また、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へとつなぐ体制を構築する。

(2) 産後ケア事業（家庭支援課）

産後1年未満の育児不安が強い母親を対象に、助産所における宿泊・通所および助産師による訪問を通して、母体のケアや育児に対する手厚い支援と相談を行う。

◆宿泊・通所：あわせて最大21回

◆訪問：5回



(3) 産前・産後ホームヘルプサービス事業（家庭支援課）

産前・産後に育児ヘルパーを派遣し、家事・育児に関する援助、支援を行う。

◆産前：妊娠中、最大10回

◆産後：出産1年後以内、最大10回

※多胎児家庭については、0歳児：上限48回、1～3歳児：年24回

(4) 妊婦健康診査費用助成（家庭支援課）

妊婦の健康を保ち安心して出産できるよう、妊婦健康診査に要する費用を助成する。

（上限14回・12万円※多胎妊婦はさらに2.5万円を追加）

(5) 妊産婦へのタクシー利用助成（家庭支援課）

妊産婦の負担軽減を図るため、外出時のタクシー利用料を助成する。
(5,000円/人)



(6) こども医療費助成（こども未来課）

高校3年生まで全ての子どもが無料もしくは低額な負担金で医療機関を受診できるよう医療費を助成する。

◆入院 0～18歳：負担なし

◆外来 0～2歳：負担なし

3～15歳：1医療機関等あたり1日上限400円を月2回 ※3回目以降無料

3. 特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援

(1) 児童虐待防止等（家庭支援課）

- ①児童虐待に係る相談・通報への対応強化
こども家庭センターに児童福祉司・児童心理司の合計 19 名及び一時保護所職員 5 名を増員する。
- ②一時保護されたこどもの意見表明支援制度の導入
一時保護の手続等の過程における子どもの意見聴取の際に、子どもが自らの意見を形成し、表明するための支援として、第三者が子どもの意見を代弁する仕組みを導入し、子どもの権利擁護を図る。
- ③一時保護所の学習支援体制の充実
令和 4 年度の移転に際し、一時保護所に入所中の児童に対する学習支援体制を強化し、支援の充実を図る。
- ④児童家庭支援センターの増設等
児童相談所・各区保健福祉部の補完的機能として、地域の相談窓口や在宅支援を強化するため、児童家庭支援センターを 1 か所増設するとともに、支援が必要な子どもの見守りの充実を図る。
◆ 3 か所→4 か所



(2) DV 対策（家庭支援課）

配偶者暴力相談支援センターにおいて相談や情報提供、カウンセリング等を引き続き実施するとともに、DV 被害者が一時的に避難できる民間シェルターの運営費等の補助、さらにパールリボンキャンペーン等の啓発事業を行う。

(3) 障害のある子どもへの支援（家庭支援課）

- ◎ ①聴覚障害児支援中核機能モデル事業の実施
医療・保健・福祉・教育の連携を強化し、聴覚障害児とその家族に対して適切な情報と切れ目のない支援を提供することを目的として、神戸市立医療センター中央市民病院「総合聴覚センター」に専門のコーディネーターを配置し、国の補助事業を活用した「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を実施する。
- ②障がい児支援施策推進のためのネットワーク構築
障がいのある子どもの支援に関する課題の共有や必要な支援策についての協議等の場として引き続き「神戸市療育ネットワーク会議」を開催するとともに、障害児支援従事者に対する研修を実施することにより、相談支援機関の人材を育成し、質を向上させ、障害児支援の充実を図る。

(4) 社会的養育体制の充実（家庭支援課）

- ①児童養護施設等への支援
職員定数を越えて障害児対応職員を雇用している児童養護施設に対し、補助のさらなる加算を行う。また、児童養護施設等における ICT 化の支援を実施し、職員の負担軽減を図る。

○ ②里親委託の促進

新規里親登録を促進するため、効果的な広報啓発を行うとともに、里親委託率の向上を図るため、未委託の里親に対する養育技術向上のためのトレーニングを引き続き実施する。また、里親間で年齢や子どもの発達段階に応じた課題や情報共有を行なう場として、交流会を開催する。

○ ③ファミリーホームの増設

家庭的な環境（5～6名）で児童の養育を行うファミリーホームを1か所増設する。

◆ 5か所→6か所



(5) ひとり親家庭への支援（家庭支援課）

①ひとり親家庭高校生通学定期券補助

ひとり親家庭[※]の全ての高校生等に対して、対象交通機関を限定せず通学定期券の購入費を全額補助する。

※児童扶養手当受給世帯等要件あり

②養育費確保支援

離婚前講座や養育費・面会交流等に関する相談業務を行うとともに、公正証書等の作成費用および養育費保証会社との契約にかかる費用を補助する。

○ ③ひとり親家庭の就業サポート

SNS や AI 等を活用し、忙しいひとり親家庭の親が時間を気にせず相談しやすい無料のオンライン相談を実施する。また、ひとり親家庭の中長期的な自立を支援するため、就職に関連する資格取得講座を開催し、資格取得できた方には就職準備金として、5万円を補助する。

◎ (6) こどもケアラー世帯への訪問支援事業（家庭支援課）

障がいや病気のある家族、幼い兄弟等、ケアを必要とする人がいるために、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている児童（こどもケアラー）に対し、ヘルパーを派遣することにより、ケアの負担軽減を図る。

4. 地域における子育て支援・青少年の健全育成

(1) こべっこランド・こども家庭センターの移転拡充（こども企画課）

こべっこランドを再整備するとともに、児童相談所の子どもたちを取り巻く施設環境を抜本的に改善し、増加する相談件数に対応するため、令和4年9月の移転を目指し整備を進める。

◆移転場所：兵庫区上庄通1丁目1番（地下鉄海岸線 和田岬駅より徒歩約5分）



<完成イメージ>

(2) 地域における子育て環境づくりの推進（こども青少年課）

○ ①「こべっこあそびひろば」の整備

学齢前の子どもが遊びを通じて体力・知力の向上を図ることができるよう、室内で安全に思い切り遊べる拠点「こべっこあそびひろば」を整備する。

◆西部（西神中央）：令和5年5月頃 開設予定

※北部（岡場）：令和元年7月 開設

※東部（六甲アイランド）：令和3年4月 開設



<六甲アイランド>

○ ②「おやこふらっとひろば」の整備・運営

子育て中の親と子が孤立しないよう、気軽に集える「おやこふらっとひろば」を令和4年度末までに各区に1か所ずつ開設する。

◆中央区：令和4年7月開設予定（区役所新庁舎内）

◆垂水区：令和5年3月末開設予定

（垂水区文化センター体育室跡に愛垂児童館・平磯児童館を統合した児童館と一体的に整備・運営）

※他区（東灘・灘・兵庫・北・長田・須磨・西）については開設済み



<灘区>

(3) 青少年の居場所・活動拠点（こども青少年課）

青少年会館やユースプラザ・ユースステーションの運営を通じ、中高生を中心とする青少年に居場所や自主的な活動の機会を提供する。

また、現在の西図書館跡の一部に、ユースステーション西を再整備する。

◆令和5年5月頃 開設予定

5. 全ての子どもたちの未来を応援

◎ (1) 高校生等通学定期券補助 (令和4年9月～) (こども青少年課)

子育て世帯の負担の軽減と子どもの進路選択の幅を広げることを目的に、高校生等の通学定期券購入にかかる経費について補助を行う。

◆補助額：年額 144,000 円※を超える通学定期券購入費用の2分の1

※令和4年度は9月開始予定のため、年額 84,000 円

◆申請期間：翌年1～4月

○ (2) こどもの居場所づくりの全市展開 (こども青少年課)

居場所の立ち上げ支援等に関するコーディネーター機能を強化する等、子どもの居場所の全市拡大を図る。

さらに、運営団体・利用者・行政機関などが情報の収集・発信に利用できるポータルサイトを開設する。

◆市内97校区→133校区(全163小学校区中)実施



○ (3) 子育て世帯への食を通じたつながり支援 (こども未来課)

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が厳しい状況になるなど、支援につながっていない又はつながりの希薄な子育て世帯を対象に、食品等の提供を通じて地域や行政等につなげる取り組みを実施する団体に対して、運営費の補助を行う。

◆市内12か所



○ (4) 学びへつなぐ地域型学習支援 (こども未来課)

経済的な事情等により、学習機会を十分に得られていない中学生を対象に、無償で学習支援を行う団体に対して、運営費の補助および運営支援を行う。

◆市内4か所



(5) 中高生の学習スペースの確保 (こども未来課)

公共施設を活用し、学校の長期休業期間中に無料学習スペースを設置する。

◆市内10か所

